

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年3月14日（月） 号外第12号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **病院局管** 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（2）（総務課）・・・2
理規程

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年3月14日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の支給の特例) 第17条の2 略</p> <p><u>(救急医療機関勤務臨時手当)</u> <u>第17条の3 条例第13条に規定する企業管理規程で定める職は、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職その他管理者が別に定める職とする。</u></p> <p><u>2 救急医療機関勤務臨時手当の月額は、2,500円とする。</u></p> <p><u>3 救急医療機関勤務臨時手当の支給については、給与条例の適用を受ける者に係る給料の支給方法に関する規定を準用する。</u></p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、初任給調整手当及び救急医療機関勤務臨時手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。）を減じたもので除して得た額（職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務である</p>	<p>(手当の支給の特例) 第17条の2 略</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の算出) 第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、<u>これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数（勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。）</u>を減じたもので除して得た額（職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ</p>

ときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額) とする。 (1)～(4) 略 2 略	当該各号に定める額を加算した額) とする。 (1)～(4) 略 2 略
---	---

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の規定は、令和4年2月1日から適用する。